



令2岩土第151-7号
令和 2年 4月14日

勝井建設（株）

勝井 優 様

山口県知事 村岡 嗣政



特定建設業の許可について（通知）

令和 2年 4月 9日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可（特－2）第 20594 号

許可の有効期間 令和 2年 5月19日 から 令和 7年 5月18日 まで

建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業
鉄筋工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
熱絶縁工事業	造園工事業
建具工事業	水道施設工事業
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 7年 4月 18日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010